

別表第1(第3条関係)

ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設

番号	施設の種類
1	食料品製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 乾燥施設 イ 粉碎施設 ウ たん白質分解施設
2	繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 樹脂加工施設 イ 漂白施設 ウ 植毛施設 エ 製綿施設
3	木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア タール又はアスファルト合浸施設 イ 吹付塗装施設 ウ くん蒸施設 エ 漂白施設 オ 切断施設 カ 粉碎施設 キ 研削施設
4	出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設
5	化学工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 精製施設 ウ 抽出施設 エ 電解施設 オ 重合施設 カ 蒸発濃縮施設 キ 乾燥施設 ク 焙焼施設 ケ 粉碎施設 コ 造粒施設 サ 混合施設 シ 分解施設 ス 合成施設 セ 蒸留施設
6	ゴム製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 加硫施設 イ 混練施設
7	窯業又は土石製品製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 粉碎施設 イ 混合施設 ウ 溶融施設 エ 焼成施設 オ 乾燥施設 カ 研摩施設 キ 選別施設 ク 粉体用コンベヤー施設
8	鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 非鉄金属溶融施設 イ 溶融めつき施設 ウ 電気めつき施設 エ 酸洗施設 オ エッチング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 配合施設 コ 電解施設 サ 精錬施設 シ 研摩施設 ス 粉体用コンベヤー施設
9	その他の製造等の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めつき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項及び第5項に規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設
- 2 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第16項に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物

騒音に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。) イ 製管機械 ウ ベンディングマシン(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) エ 液圧プレス オ 機械プレス カ せん断機(シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) キ 鍛造機 ク ワイヤフォーミングマシン ケ プラスト コ タンブラー サ 製鋌機 シ 製釘機 ス 高速度切断機 セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研摩機 チ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。)
2	圧縮機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
4	粉碎機 ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉碎機 ウ その他の用に供する粉碎機(破碎機及び摩砕機を含む。)
5	繊維機械 ア 織機(原動機を用いるものに限る。) イ 紡績機械 ウ 編組機 エ 撚糸機
6	建設用資材製造機械 ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント
7	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー ウ 碎木機 エ 帯のこ盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。) オ 丸のこ盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。) カ かんな盤(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
8	抄紙機
9	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)
10	合成樹脂用射出成形機
11	鑄造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製びん機
15	ドラムかん洗浄機
16	ロータリーキルン
17	コルゲートマシン
18	重油パーナー(重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。)
19	走行クレーン ア 天井走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。) イ 門型走行クレーン(原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。)
20	集じん装置
21	冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
22	原動機(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ア ディーゼルエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。) イ ガソリンエンジン(定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
23	クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。)
24	営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同条第10号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)による断郊競技施設

備考 次に掲げる施設は除く。

1 騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設

2 電気事業法第2条第16項に規定する電気工作物

3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

4 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設

振動に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。) イ 製管機械 ウ 液圧プレス エ 機械プレス オ せん断機(シャーリングマシン。原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。) カ 鍛造機 キ ワイヤフォーミングマシン
2	圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
3	粉碎機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)
4	織機(原動機を用いるものに限る。)
5	コンクリート製品製造機械 ア コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。) イ コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー
7	印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
9	合成樹脂用射出成型機
10	鑄造型機(ジヨルト式のものに限る。)
11	冷凍機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法(昭和51年法律第64号)第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 電気事業法第2条第16項に規定する電気工作物
- 3 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
- 4 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設